

No.	項目	質問	回答
1	応募資格	休学中でも応募できますか？	派遣期間中に本学に在籍していることが応募資格になっていますので、国際学術会議派遣期間中に休学することがわかっている場合は、本事業への応募はできません。また、支援決定後に、当該期間中休学することになった場合は、支援を取り消します。 なお、申請時には海外で研究活動を行っている等の理由で休学している場合でも、研究科及び指導教員が、学会の開催時には当該学生が復学することを確認できており、かつ要綱第3条の応募資格に照らし推薦することが妥当であると認めた場合には、応募は可能です。
2	対象となる国際学術会議	参加予定の国際学術会議について、まだ正式に公表されていないのですが、応募はできますか？	応募の時点で、ホームページに情報がアップされていない場合や、パンフレット等が配付されていない場合などに関しては、実質的に内容がわかるものを添付のうえ、応募してください(例えば、定期的に開催されているものであれば前回の資料、これまでの開催の記録、会議参加に関するメールでのやり取りの写しなど)。ただし、支援額決定の根拠となるため、客観的に開催が確認できる書面であることが必要となります(差出人が不明であるLINE等SNSのやり取りや、メール本文の一部をwordにコピーペーストしたもの等は、受理できないことがあります)。英語以外の外国語で記載した資料については、必ず翻訳を添えてください。また、日数が増えたり、派遣先国・地域が変更となり航空運賃が決定額より高額になった場合も、支援決定後は追加支給しないため、あらかじめ了承のうえ応募してください。
3	対象となる国際学術会議	分科会参加への支援は可能ですか？	国際学術会議のプログラムに記載がある等、当該用務が国際学術会議の一部として開催される場合、支援は可能です。その場合、根拠資料を添付の上、会議参加予定期間に含めて申請してください。
4	対象となる国際学術会議	国際学術会議の前後にフィールドワークや研究打合せ等の研究用務をつなげたい場合、支援は認められますか？	当該研究用務が適当であると研究科長に認められ、別記様式5が提出できる場合に限り、派遣期間に含めることができます。この場合、交通費等※は減額しないこととします。ただし、当該用務に係る宿泊料は補助しません。なお、研究科長の許可が得られない場合は私用であるとみなされるため、会議に先立って当該用務がある場合は行きの交通費等※、会議の後にある場合は帰りの交通費等※が支給されません。また当該用務中の宿泊料も補助しません。 ※交通費等とは、往復航空賃、燃油特別付加運賃・航空保険料、空港旅客サービス施設使用料、入出国税、国内交通費、予防注射料、及び査証手数料、をいいます。
5	対象となる国際学術会議	国際学術会議の前後に延泊などはできますか？	要綱第6条に「派遣期間は、会議の参加日数に、渡航に要すると認められる日数を加えたものとする。」と定めてあります。このため、国際学術会議(以下「会議」という。)参加初日の前日の宿泊と、会議参加最終日の宿泊は、研究科が第6条に照らし妥当であると認めた場合は、可能です(延泊とはみなされません)。会議参加初日から、①2日以上前に現地入りする場合や、②会議参加最終日の翌日以降も宿泊する場合は、当該宿泊分を私用と見なし、①の場合は行きの交通費等※、②の場合は帰りの交通費等※が支給されません。また、その期間の宿泊料も補助しません。 このため、オープンジョー等、購入後学生自身で日程が変更できたり、経由地で私用を行うことが可能となる航空券の購入は認めません。 ※交通費等とは、往復航空賃、燃油特別付加運賃・航空保険料、空港旅客サービス施設使用料、入出国税、国内交通費、予防注射料、及び査証手数料、をいいます。
6	対象となる国際学術会議	出発日が9月30日で、国際学術会議の開催が10月1日からなのですが、第1回と第2回のどちらに応募すれば良いのですか。	第1回、第2回それぞれの募集対象は出発日がいつになるのかで判断します。したがって、9月30日に出発するのであれば、第1回の募集に応募してください。もし、応募の段階で出発日が9月になるか10月になるか未定の場合、第1回の募集に応募してください。
7	支援申請金額計算	支援決定の際、支援申請金額計算書により申請した支援申請金額が採用されるのですか。	計算書に基づき支援金を算定し、決定しますので、航空券の見積を取る際には、できるだけ実情に合わせた渡航日程及び経路のものを提出してください。(本制度は学会への派遣を「支援」するものであり、実費を支払うものではないため、実際に航空券を購入した時に航空券代が上がっても、全額の支給にならない場合がありますので、事前にご了承ください。)ただし、航空券代の見積書を添付の上申請された航空券代が「最も経済的な通常の経路」ではなく、公費の支出に適さない金額であるときには、より妥当な金額に変更になる場合があります。
8	支援申請金額計算	提出した航空券代の見積資料とは別の見積を取って航空券を購入しても良いのですか。	提出した航空券代の見積資料とは別の航空券を購入しても構いません。ただし、A7に記載のとおり、見積額より高価になった場合、全額の支給にならない場合があります。

No.	項目	質問	回答
9	支援申請金額計算	パック旅行を利用しても良いのでしょうか？	パック旅行の利用は可能です。パック旅行の利用を希望する場合は、申請は以下のとおりとしてください。 宿泊料: 計算書にて自動計算された金額のままにしてください(1泊あたりの宿泊料×宿泊日数)。 航空賃: パック商品の額から宿泊料定額を差し引いた額を記入してください。 申請時に記入方法が分からない場合は、国際課留学生交流係にご相談ください。また、支援決定後の実際の支給に係る際の不明点については、各研究科にご相談ください。
10	支援申請金額計算	旅行会社の手数料は支援対象になりますか。	旅行会社の手数料(見積書作成時に発生する手数料等)は支援対象になりません。
11	支援金の支給	支援が決定された場合、支援金は大学からいつ頃振り込まれるのでしょうか。	支援決定後、航空券を購入した領収書(手数料の有無など金額の内訳が明記されていること。)など、必要書類を各研究科の会計担当へ提出し、会計処理が完了し次第、あらかじめ指定の口座へ振り込むことになります。具体的な日程等については、各研究科の会計担当へご相談ください。 【留意事項】なお、航空券の金額の内訳が不明等書類に不備がある場合や、書類の提出が遅い場合等は、その分、会計処理が遅れ、支援金の振込時期が遅くなっていきますので、十分ご注意ください。
12	研究科による推薦	学生の推薦順位は、どのように決定されていますか？	要綱第3条に基づいた上で、各研究科において推薦順位が決定されます。 【要綱第3条】 首都大学東京大学院(原則として博士後期課程)の学生であって、次の要件を満たす者とする。 (1) 派遣期間中本学に在学していること(当該期間に休学する者は支援の対象外)。 (2) 学業成績が優秀であること。 (3) 国際学術会議において、講演若しくは研究発表を行い重要な役割を果たすなど、教育研究上大きな成果が期待されること。
13	決定後の変更	支援決定後に、必要経費の追加支給は可能ですか。	要綱第7条別表に定める支援上限金額(アジア:15万円、アジア以外:30万円)にかかわらず、支援決定後の支援金の追加支給はできませんので、ご注意ください。
14	決定後の変更	支援決定後に、派遣期間の変更は可能ですか。	支援決定後の派遣期間の変更は原則できません。もし、主催者側の事情で開催日時が変更になった場合等、派遣期間を変更せざるを得ない場合は、速やかに所属の教務係までご相談ください。なお、いかなる場合においても、支援決定後の支援金の追加支給はできませんので、ご注意ください。